

定額給付金

申請受付中!!

【申請受付窓口を設置しています】

市では、4月15日から定額給付金の申請を受け付けています。まだお済みでない方は、お早めにご申請ください。

申請方法は、郵送が基本となっていますが、伊奈庁舎および谷和原両庁舎に受付窓口も設置していますので、ご利用ください。

なお、定額給付金の支払い時期は、手続き上申請から2カ月程度かかります。あらかじめご容赦くださいますようお願いいたします。

また、電話によるお問い合わせは、**市役所代表番号（☎58-2111）**におかけください。
※おかけ間違いのないようご注意ください。

【振り込め詐欺にご注意!】

定額給付金の手続きをかねた不審な電話が発生しています。国の機関や市役所から電話をして手続きを依頼することはありません。次のようなケースに十分ご注意ください。

- ・「口座番号を教えてください」と言われた
- ・ATM(現金自動預払機)の操作を依頼された
- ・給付にあたり手数料を請求された

伊奈庁舎定額給付金対策室
☎58-2111（内線1310～1313）

事業

- (1)環境共生型まちづくり事業
自然環境との調和と環境への負担の少ないまちづくりなど
- (2)安心して暮らせるまちづくり

「ふるさとづくり寄附申込書」に必要事項をご記入のうえお申し込みください。申込書は、財政課までご連絡いただくか、市ホームページ(<http://www.city.tsukuba.miyagi.jp>)

●使いみち

市では、「つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例」を昨年9月に制定しました。つくばみらい市を「ふるさと」として思いを寄せ、「貢献したい、応援したい」という方からの寄附金を募り、その寄附金を財源に、個性あるまちづくりに役立てるものです。皆さんの、まちづくりへの思いをお待ちしています。

- 健康・福祉サービスの充実と学校教育、社会教育の推進など
- (3)地域の魅力をいかしたまちづくり事業
産業振興や商業活性化、観光産業の育成など

●寄附のしかた

「ふるさとづくり寄附申込書」に必要事項をご記入のうえお申し込みください。申込書は、財政課までご連絡ください。寄附金の額や所得などに応じて、個人、法人ともに税の優遇措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

問 ☎58・2111

・申し込みについて：伊奈庁舎
財政課（内線1231）

FAX 58・5611

・税控除について：伊奈庁舎税務課（内線1132）

ふるさと寄附でまちづくり

昨年度は、
5件79万1000円のご寄附をいただきました

Vol.1 【自分の人生を“選べる”】

個性と能力を生かす社会へ

～男女共同参画コラム～

「男女共同参画」…この言葉だけを聞くと、とても堅苦しく感じられるかもしれません。しかし、誰にも関連する身近な問題です。今回から、市民の皆さんに分かりやすく親しみやすく、男女共同参画を理解していただくため、さまざまな情報をお届けします。

「男女共同参画社会」とは、男性と女性のどちらもが、社会のさまざまな活動に参画する機会があり、個性や能力を発揮できる社会をいいます。

男女共同参画の中で問題となるのは、男性と女性を比べた場合に、可能性や選択の幅に差異が生じている部分です。

「男性だから、女性だから」という理由で、それぞれの可能性を閉じ込めてしまうことは、どちらにとっても納得できるものではありません。

個人が具体的にどのような人生を選ぶかは、あくまでも本人の問題ですので、選択肢の幅を広げておくことが大切です。

男女共同参画というと、専業主婦（主夫）の方も「家庭を守るだけじゃなくて、仕事をしながらはいけない」と思われがちなこともあります。育児や家事などに専念し、家庭を守っていくということは、尊重されるべき人生の選択肢の一つです。

パイロットもあこがれるけど、保育士もいいな。



ケーキ屋さんもいいけど、お医者さんにもなりたいな。

「大きくなったら何になりたい？」
子どもたちの夢の選択肢も幅広がります。